

○厚生労働省告示第九十一号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第五号の規定に基づき、都道府県知事の承認に係る医薬部外品（平成六年厚生省告示第百九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあった生理処理用品の製造販売の承認については、なお従前の例による。

第二号ロ中「及び重量」を「、質量及び性状」に改める。

別表第一を次のように改める。

平成二十年三月十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

別表第一

- 一 アイオノマー樹脂
- 二 アクリル酸アルキル共重合体
- 三 アクリル酸アルキル共重合体エマルション
- 四 アクリル酸アルキル・酢酸ビニル共重合体液
- 五 アクリル酸アルキル・酢酸ビニル共重合体エマルション
- 六 アクリル酸重合体部分カリウム塩
- 七 アクリル酸重合体部分ナトリウム塩
- 八 アクリル酸デンプン三〇〇
- 九 アクリル酸デンプン一〇〇〇
- 十 アスコルビン酸ナトリウム
- 十一 アセテート繊維
- 十二 アルキルケテンダイマーエマルション
- 十三 アルギン酸ナトリウム
- 十四 アルギン酸プロピレングリコール
- 十五 アルケニル無水コハク酸液
- 十六 アルファー化デンプン
- 十七 安息香酸
- 十八 イオウ
- 十九 ウレタン繊維
- 二十 ウレタンフィルム
- 二十一 ウレタンフォーム
- 二十二 エステルガム
- 二十三 エチレン・アクリル酸エチル共重合体
- 二十四 エチレン・アクリル酸共重合体
- 二十五 エチレン・オクテンー一共重合体
- 二十六 エチレン・酢酸ビニル共重合体
- 二十七 エチレン・酢酸ビニル共重合体エマルション

- 二十八 エチレン・酢酸ビニル・ポリプロピレン複合繊維
- 二十九 エチレン・ブテン共重合体
- 三十 エチレン・プロピレン共重合体
- 三十一 エチレン・ペンテンー一共重合体
- 三十二 エチレン・メタクリル酸共重合体
- 三十三 エチレン・メタクリル酸メチル共重合体
- 三十四 エチレン・四メチルペンテンー一共重合体
- 三十五 化学パルプ
- 三十六 活性炭
- 三十七 カルナウバロケ
- 三十八 カルポキシメチルセルロースナトリウム
- 三十九 カルポキシメチルセルロースナトリウム化綿
- 四十 吸収紙
- 四十一 グリセリン
- 四十二 グリセリン脂肪酸エステル
- 四十三 ケイ酸マグネシウム
- 四十四 硬化ヒマシ油
- 四十五 高密度ポリエチレン
- 四十六 コムギデンプン
- 四十七 脂環族飽和炭化水素樹脂
- 四十八 シクロパラフィン
- 四十九 ジベンゾチアジルジスルフィド
- 五十 脂肪族炭化水素樹脂
- 五十一 脂肪族芳香族共重合体樹脂
- 五十二 脂肪族飽和炭化水素樹脂
- 五十三 シリコーン樹脂
- 五十四 親油型モノオレイン酸グリセリル
- 五十五 親油型モノステアリン酸ダリセリル
- 五十六 水素添加脂肪族芳香族共重合体樹脂
- 五十七 水素添加ジシクロペンタジエン系炭化水素樹脂
- 五十八 スチレン・イソブレン・スチレンブロック共重合体
- 五十九 スチレン・エチレン・プチレン・スチレンブロック共重合体
- 六十 スチレン・エチレン・プロピレン・スチレンブロック共重合体
- 六十一 スチレン・ブタジエン・スチレンブロック共重合体
- 六十二 スチレン・メタクリル酸エステル共重合体液
- 六十三 ステアリン酸

- 六十四 ステアリン酸亜鉛
- 六十五 ステアリン酸アミド
- 六十六 ステアリン酸カルシウム
- 六十七 ステアリン酸ジエタノールアミド
- 六十八 ステアリン酸マグネシウム
- 六十九 スルホコハク酸ジ(二-エチルヘキシル) ナトリウム
- 七十 染料・顔料
- 七十一 D-ソルビトール
- 七十二 ソルビン酸
- 七十三 脱脂綿
- 七十四 直鎖状低密度ポリエチレン
- 七十五 低密度ポリエチレン
- 七十六 テルペン樹脂
- 七十七 天然ゴム系